

## 目黒区芸術文化活動団体登録のご案内

めぐろパーシモンホール、中目黒GTプラザホールで芸術文化活動を行う団体は、目黒区に「芸術文化活動団体」として登録することができます。

### 1 芸術文化活動団体登録の登録要件について

登録することができる団体は、次の要件を備えている必要があります。

- (1) 継続的かつ計画的な芸術文化活動を主に区内で行うこと。
- (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- (3) 構成員が5人以上で、かつ、その半数以上が区内在住・在勤・在学する人であること。
- (4) 規約又はこれに類するものを有すること。
- (5) 会費などの自主的な財源により運営されていること。

### 2 活動内容の要件について

芸術文化活動団体登録で対象とする芸術文化活動の分野は、次のいずれかのものであります。

- (1) 音楽を主とする活動
- (2) 舞台芸術（演劇・舞踊・バレエなど）を主とする活動
- (3) メディア芸術（映像・写真・コンピュータグラフィックスなど）を主とする活動
- (4) 伝統芸能（邦楽・謡曲など）を主とする活動
- (5) 美術を主とする活動

### 3 芸術文化活動団体が受けられる措置について

芸術文化活動団体として登録された団体が芸術文化活動を行う目的でめぐろパーシモンホール、中目黒GTプラザホールを使用するときは、目黒区文化ホール条例の規定により施設使用料が半額になります。ただし、次の場合は適用されません。

- (1) 大ホールの利用の場合で、入場料などを千円以上徴収する場合
- (2) 大ホール以外の施設利用の場合で、入場料などを3千円以上徴収する場合
- (3) 商品直売を行う場合

### 4 申請方法について

芸術文化活動団体登録を希望する団体は、以下の書類を目黒区文化・スポーツ部文化・交流課にご提出ください。なお、書類の提出は、めぐろパーシモンホールでも受け付けています。ただし、中目黒GTプラザホールでは受け付けていません。

- (1) 目黒区芸術文化活動団体登録申請書（書式1）
- (2) 目黒区芸術文化活動団体の活動内容等について（書式2）

( 3 ) 会員名簿 ( 書式 3 )( すでに名簿を作成している場合は、その名簿のご提出でかまいません。)

( 4 ) 規約

\* その他、活動内容に関する資料 ( 例 : プログラム、チラシなど ) をご提供いただく場合があります。

( 5 ) 目黒区集会施設予約システム利用登録申請書

## 5 登録証について

芸術文化活動団体として登録された団体に対しましては、芸術文化活動団体である旨の記載がされた利用者登録証を交付します。施設の利用手続き及び利用の際は、利用者登録証を持参くださるようお願いいたします。

なお、利用者登録証を第三者に貸与し又は譲渡することはできません。

## 6 芸術文化活動団体登録内容の変更について

団体の名称、代表者など団体登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに目黒区に届け出てください。

## 7 登録期間について

芸術文化活動団体の登録期間は、芸術文化活動団体の登録が承認された日から、利用者登録の期間の末日までとなります。その期間は、2年間となります。

登録を更新する場合は、改めて登録申請に関する書式等を提出していただく必要があります。

## 8 登録の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されます。

( 1 ) 登録要件、活動内容の要件を欠いたとき。

( 2 ) 不正な手段で登録申請を行ったとき。

( 3 ) 不正な手段で登録団体としての利用を行ったとき。

### 【担 当】

目黒区文化・スポーツ部

文化・交流課

電話 : ( 5722 ) 9682

## 目黒区芸術文化活動団体登録のご案内（補足）

目黒区芸術文化活動団体登録の登録要件に関しまして、次の事項について補足します。

### 1 登録要件について

登録することができる団体は、活動により収入・利益を得ていない団体です。このため、次のような活動を行っている団体は登録できません。

- (1) ピアノ教室、バレエスクールなどのいわゆる教室
- (2) 行っている芸術文化活動を第一の職業としている人で構成される団体
- (3) 事業による収入により利益を得ている団体
- (4) 事業に伴う収入を主な財源として運営されている団体

### 2 登録団体として利用いただく活動について

登録団体として利用いただく場合の活動内容は、芸術文化に関するものに限られます。

したがって、例えば、音楽活動を行う団体が健康づくりについての催しを行うなど芸術文化活動以外の活動を行う場合は、芸術文化活動団体としてではなく、一般団体としての利用となります。

なお、例えば音楽活動団体として登録した団体が美術等の活動を行うなど、登録した活動とは異なる芸術文化活動を行う目的で利用する場合は、事前に申し出下さるようお願いいたします。

また、登録団体が上部団体の一部組織（例えば××団体目黒支部など）の場合、登録団体として利用いただけるのは一部組織としての催し物の場合に限られます。従いまして、上部団体として利用いただく場合は、登録団体としてのご利用ではなく一般団体としての利用となります。

### 3 規約について

規約は、登録申請に当たって必ずご提出いただく書類となっています。

規約を作成していない団体につきましては、次の例をご参考にして作成ください。

なお、書式については特に定めておりません。

#### < 規約に盛り込む事項 >

- 会の名称
- 会の目的
- 会の活動内容
- 会の構成員・役員（構成員の範囲、役員の選出方法など）
- 会の運営方法（会の会計、活動の決定方法など）
- その他、会の運営に関する約束事項 など